

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成27年 7 月13日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第58号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行条例の一部を改正する条例

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行条例（平成24年岩手県条例第66号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(特別保護指定区域の標識の寸法)</p> <p>第7条 <u>鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則</u>（平成14年環境省令第28号）第37条第2項ただし書に規定する条例で定める特別保護指定区域の標識の寸法は、次に掲げるとおりとする。ただし、既存の工作物を利用して効果的に設置することができる場合であって、制札を容易に視認することができるときは、この限りでない。</p> <p>(1)・(2) [略]</p>	<p>(特別保護指定区域の標識の寸法)</p> <p>第7条 <u>鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則</u>（平成14年環境省令第28号）第37条第2項ただし書に規定する条例で定める特別保護指定区域の標識の寸法は、次に掲げるとおりとする。ただし、既存の工作物を利用して効果的に設置することができる場合であって、制札を容易に視認することができるときは、この限りでない。</p> <p>(1)・(2) [略]</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

附 則

この条例は、公布の日から施行する。